

## 山梨県老人医療費支給事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 知事は老人の健康の保持と明るい老後を築くため、市町村長が行う老人医療費支給事業に要する経費に対して補助金を交付し、老人福祉の増進を図るものである。

補助金の交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義・対象)

第2条 この要綱において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

2 この要綱において「対象者」とは、県内に住所を有する者であつて、医療保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者又はこれらの者の被扶養者のうち、68歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日までの年齢の者であり、かつ、その世帯に属するすべての世帯員が医療費の助成に係る療養のあった月の属する年度(当該療養のあった月が4月から7月までの場合にあっては前年度)分の市町村民税(地方税法(昭和25年法律第226号)第328条の規定によつて課する所得割を除く。)が課されない場合の者をいう。ただし、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条第1項第2号の規定により医療が行われる者を除く。

3 この要綱において「医療保険各法に規定する一部負担金」とは、対象者に係る医療費(食事療養に係るものを除く。)のうち、医療保険各法の保険給付を受けた場合に対象者が負担すべき額(医療保険各法の規定に基づく高額療養費が給付される場合又は他の法令により医療費の給付を受ける場合は、当該給付額を除く。)をいう。

4 この要綱において「高齢者の医療の確保に関する法律に規定する一部負担金相当額」とは、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項第1号の規定の例により算定した一部負担金に相当する額(訪問看護に係る療養の場合は、同法第78条第4項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額)をいう。ただし、当該一部負担金に相当する額が同法第84条の規定に該当する場合は、知事が別に定める額とする。

### (補助対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、市町村が対象者に係る医療保険各法に規定する一部負担金(当該医療費に対する附加給付金がある場合はその額を控除した額)から高齢者の医療の確保に関する法律に規定する一部負担金相当額を控除した額を支給したとき、当該支給額とする。

2 補助対象経費に対する補助率は、2分の1とする。

### (交付申請)

第4条 この補助金に係る申請については、第1号様式により、毎年3月15日までに知事に提出して

行うものとする。

(補助の条件)

第5条 この補助金に係る助成金の支給を中止し、又は支給内容及び支給方法について変更しようとするときは、知事の承認を受けるものとする。

2 この補助金に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿、その他証拠書類を整理し、当該年度完了後5年間保管しなければならない。

(交付の方法)

第6条 この補助金の交付は概算払いとすることができるものとし概算払いを受けようとするときは、第2号様式による概算払請求書を知事に提出するものとする。

(変更交付申請)

第7条 この補助金の所要額に変更が生じる場合は、第3号様式による変更交付申請書を知事に提出しなければならない。

(事業実績報告)

第8条 この補助金についての事業実績報告は、第4号様式により毎年3月31日までに知事に提出するものとする。

2 前項の規定により実績報告書の提出があった場合において補助金の所要額に増減を生じたときは、前条の規定に準じて補助金の交付の決定を変更することができる。この場合においては、当該実績報告書をもって変更申請書とみなす。

(状況報告)

第9条 市町村長は、第5号様式により毎診療月分の老人医療費請求状況報告書入力表を作成し、毎診療月分を診療月の翌々月の20日までに知事に提出するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第10条 知事は、市町村が次の各号の一つに該当するときには、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付について付した条件に違反したとき。

(2) 事業の施行方法が不相当と認められるとき。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分について、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 知事は、第8条の規定による事業実績報告書に基づき、補助金の額の確定をした場合において、すでにその額を越える補助金が概算払いで交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(年度区分)

第11条 この補助金の交付の対象となる助成金の年度区分は、当該助成金の4月支給決定分から3月支給決定分までとする。

附 則

(適用日)

- 1 この要綱は昭和55年4月1日から適用する。  
(補助金交付申請書の提出期限に関する特例)
- 2 昭和55年度の補助金交付申請書の提出期限は、第4条の規定にかかわらず昭和55年4月5日とする。  
(失効)
- 3 この要綱は、平成25年3月31日(以下「失効日」という。)限り、その効力を失う。  
(経過措置)
- 4 失効日以前に行われた診療等に係る医療費については、なお従前の例による。
- 5 附則第3項の規定にかかわらず、対象者(昭和20年3月31日までに生まれた者に限る。)であつて、対象者であることについて市町村長が認めたことを証する書面を有するものが失効日の翌日から平成27年3月31日までの間に受ける診療等に係る医療費については、なお従前の例による。
- 6 市町村長が附則第4項及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた医療費(診療等を受けた日から起算して2年を経過する日の前日までに当該市町村長に対しこの補助金に係る助成金の交付の申請があつた医療費に限る。)をこの補助金に係る助成金の対象とした場合における当該補助金に係る申請は、平成29年3月31日までにに行わなければならない。この場合において、平成28年度の補助金に係る申請に対する第4条の適用については、同条中「毎年3月15日」とあるのは、「平成29年3月31日」とする。

附 則

この要綱は、昭和58年2月1日から施行し、同日以降の医療に係る医療費について適用する。

附 則

この要綱は、昭和58年10月1日から施行し、同日以降の医療に係る医療費について適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行し、同日以降の医療に係る医療費について適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年10月1日から施行し、同日以降の医療に係る医療費について適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年10月1日から施行し、同日以降の医療に係る医療費について適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年10月1日から施行し、同日以降の医療に係る医療費について適用する。

附 則

この要綱は、平成元年10月1日から施行し、同日以降の医療に係る医療費について適用する。

附 則

この要綱は、平成2年10月1日から施行し、同日以降の医療に係る医療費について適用する。

附 則

この要綱は、平成3年10月1日から施行し、同日以降の診療等に係る医療費について適用する。

附 則

この要綱は、平成4年10月1日から施行し、同日以降の診療等に係る医療費について適用する。

附 則

この要綱は、平成5年10月1日から施行し、同日以降の診療等に係る医療費について適用する。

附 則

この要綱は、平成6年10月1日から施行し、同日以降の診療等に係る医療費について適用する。

附 則

この要綱は、平成7年10月1日から施行し、同日以降の診療等に係る医療費について適用する。

附 則

この要綱は、平成8年10月1日から施行し、同日以降の診療等に係る医療費について適用する。

附 則

この要綱は、平成9年10月1日から施行し、同日以降の診療等に係る医療費について適用する。

附 則

この要綱は、平成10年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年10月1日から施行し、同日以降の診療等に係る医療費について適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行し、同日以降の診療等に係る医療費について適用する。

附 則

この要綱は、平成13年1月1日から施行し、同日以降の診療等に係る医療費について適用する。ただし、第1条及び第3条中厚生大臣を厚生労働大臣に改める規定については平成13年1月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の山梨県老人医療費支給事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる診療等に係る医療費について適用し、施行日前に行われた診療等に係る医療費については、なお従前の例による。

3 昭和10年4月2日から昭和15年3月31日までに生まれた者であって施行日の前日においてこの要綱による改正前の山梨県老人医療費支給事業補助金交付要綱第2条第2項に定める要件を満たし受給者証の交付を受けている者については、同項の規定は、施行日からその者が70歳に達する日の属する月の末日までの間であって同項に定める要件を満たしている間は、なお効力を有する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年8月20日から施行し、平成24年4月1日から適用する。